

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年6月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	6件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501076号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600059号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成19年4月10日は25万円、平成19年8月10日は16万8,000円、平成19年12月10日は17万2,000円、平成20年4月10日は17万1,000円、平成20年8月8日は16万円、平成20年12月10日は15万7,000円、平成21年4月10日は9万4,000円に訂正することが必要である。

平成19年4月10日、平成19年8月10日、平成19年12月10日、平成20年4月10日、平成20年8月8日、平成20年12月10日及び平成21年4月10日の上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月10日、平成19年8月10日、平成19年12月10日、平成20年4月10日、平成20年8月8日、平成20年12月10日及び平成21年4月10日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年8月10日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月8日
④ 平成19年4月10日
⑤ 平成19年8月10日
⑥ 平成19年12月10日
⑦ 平成20年4月10日
⑧ 平成20年8月8日
⑨ 平成20年12月10日
⑩ 平成21年4月10日

A社に乗務員として勤務した期間において、請求期間①から⑩までの各期間に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録がない。

各請求期間に支払われた賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間④から⑩までの各期間について、A社から提出された当該期間に係る賞与支給明細書の写しにより、請求者が、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を請求期間の標準賞与額として認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間④から⑩までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書の写しにより確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間④は25万円、請求期間⑤は16万8,000円、請求期間⑥は17万2,000円、請求期間⑦は17万1,000円、請求期間⑧は16万円、請求期間⑨は15万7,000円、請求期間⑩は9万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間④から⑩までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したが、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、A社の複数の元従業員が保管する当該期間に係る賞与支給明細書において、賞与が支払われていることが確認できるが、オンライン記録において、これらの元従業員のいずれにも当該賞与に係る事業主の届出による記録は見当たらないことから、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①、②及び③について、A社が、「平成18年以前に支払った賞与の明細を確認できる資料は保管していない。」旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、請求期間①については、請求者の賞与振込先であるB信用金庫C支店から、平成18年3月以前の期間に係る請求者の預金取引の明細記録を取得できないため、請求者が、当該期間にA社から賞与の支払を受けていたことを確認することができない。

さらに、請求期間②及び③については、前述のB信用金庫C支店から提出された請求者に係る平成18年4月以後の期間に係る預金取引明細表により、請求者が、当該期間にA社から賞与の支払を受けていたことは認められるものの、請求者の当該期間当時の住所地を管轄するD市市税事務所及びE税務署は、「平成20年以前の給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は、保存期限経過のため保管していない。」旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500929号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600022号

第1 結論

昭和36年4月から昭和39年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(夫)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和39年10月まで

請求期間について、妻(訂正請求記録の対象者)は生前、「請求期間の国民年金保険料は納付した。」と言っており、A県B市C区に住んでいた頃、同区役所の職員に勧められ、義母とともに国民年金の加入手続きを行い、昭和36年4月からの国民年金保険料を義母の分と一緒に、集金人に遡って一括納付したはずである。

妻の国民年金手帳を見ると、請求期間に係る国民年金印紙検認記録欄の右ページは、割印が押された上で切り取られているので、請求期間の国民年金保険料を納付していたことが分かるはずだ。

私(請求者)の国民年金手帳には、妻の国民年金保険料に係るD県E市の領収証書が貼付されているが、当該領収証書には、F県で払い出されたとみられる別の国民年金手帳記号番号が記載されているので、請求期間の国民年金保険料は、義母がF県G市(現在は、H市)で納付してきてくれた可能性もある。

今は亡き妻のために調査を尽くして、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「妻の国民年金手帳を見ると、国民年金印紙検認記録欄の右ページ(国民年金印紙検認台紙)は、割印が押された上で切り取られていることから、妻が請求期間の国民年金保険料を遡って一括納付したことが分かる。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月27日にB市C区において払い出されており、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳を見ると、最初の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和36年4月1日ではなく昭和39年11月27日(国民年金手帳の発行日と同日)となっている上、当該資格の記録は、訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の記録と一致していることから、請求期間は国民年金に加入していない期間であり、訂正請求記録の対象者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、請求期間当時における国民年金法施行規則及び国民年金市町村事務取扱準則によると、国民年金手帳が発行された時点(昭和39年11月27日)において、それより前の年度分(昭

和 36 年度から昭和 38 年度まで) の国民年金印紙検認台紙があるときは、切取り線上に割印を押して切り離すことが規定されており、割印により国民年金印紙検認台紙が切り離されていることが、当該年度の国民年金保険料の納付を示すものではない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、G 市及び B 市 C 区における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、訂正請求記録の対象者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、訂正請求記録の対象者及びその母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500822号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600023号

第1 結論

平成3年7月から平成4年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月から平成4年10月まで

私は、平成6年5月に結婚し、平成7年4月か同年5月にA県B市からC県D市E区に転居したことに伴い、同区役所において国民年金の住所変更手続を行った際に、20歳からの国民年金保険料の未納期間があることが分かった。

当該未納分の国民年金保険料額は高額であったが、E区役所の職員から分割して納付できるということを聞き、数回に分けて同区役所の窓口か同区役所内の金融機関において納付した。

納付した金額や回数など詳しいことは覚えていないが、高額な国民年金保険料を納付した記憶があり、未納分は全て納付していると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を遡って納付したと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者は、請求期間直後の一部期間について過年度納付していることが確認できる。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料を納付した時期について、請求者は、平成7年4月頃に、E区役所において国民年金の手続を行った後に、分割して納付した旨陳述しているが、国民年金法において、国民年金保険料納付の時効は2年と定められており、請求者が主張する納付の時点では、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができず、このことは制度上の取扱いと符合しない。

また、請求者に係る国民年金の加入手続について、請求者の国民年金手帳記号番号前後の20歳到達被保険者の資格取得日等から判断すると、平成6年11月頃にB市において行われたものと推認でき、当該加入手続時点においても、請求期間のうち、平成4年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を分割納付した回数及び国民年金保険料額等の記憶が明確で無い上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500934号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600024号

第1 結論

昭和45年10月から昭和49年3月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月から昭和49年3月まで

私は、国民年金制度が始まったときから国民年金に加入し、定期的に自宅に来る40歳から45歳ぐらいの女性の集金人に国民年金保険料を納付していた。昭和45年頃に、その集金人から、付加年金の制度が始まるので加入したらどうかと勧められたため、夫と共に付加年金に加入し、夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を集金人に定期的に納付した。

私は、付加年金の制度が始まったときから付加保険料を納付しているはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金被保険者期間中の国民年金保険料を全て納付しており、昭和49年4月以降は、付加保険料についても納付済みであることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、請求者は、昭和45年10月に請求者の夫と共に付加保険料の納付申出を行い、同年10月分から付加保険料を納付していたと陳述しているが、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、付加保険料の納付申出が昭和49年4月1日に行われたことを示す事跡「附加入49.4.1」が摘要欄に記されており、昭和49年度の検認記録の各月欄には定額保険料及び付加保険料が納付されたことを示す押印があり、昭和49年4月から付加保険料の納付が開始されたことが確認できる。このことは、昭和45年10月から付加保険料を納付したとする請求者の陳述とは符合しない。

また、請求者の夫に係るオンライン記録によると、請求期間は定額保険料の納付済期間と記録されており、付加保険料の納付は、請求者と同じく昭和49年4月から開始されたことが確認でき、昭和45年10月から夫婦二人分の付加保険料を納付したとする請求者の陳述とも符合しない。

さらに、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501090号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600025号

第1 結論

昭和63年3月から平成元年5月までの請求期間及び平成9年6月から平成12年12月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年3月から平成元年5月まで
② 平成9年6月から平成12年12月まで

私は、平成27年10月に年金記録確認のため年金事務所に行った際、昭和61年5月に婚姻した前夫の配偶者としての国民年金第3号被保険者の記録が継続していることが分かり、私が保管していた資料等に基づいて年金記録が整理された結果、請求期間①及び②が年金額に反映しない期間となった。

しかし、前夫と離婚した昭和63年以降、国民健康保険の手続等で何度も役所に行ったにもかかわらず、請求期間①及び②について、国民年金第1号被保険者への変更手続が必要だということを教えてもらったことは無く、国民年金保険料の納付書を見たこともない。

もし、請求期間①及び②について、国民年金保険料の納付が必要であることを知っていたら、その当時に納付することができたはずである。

私の年金記録が、昭和61年5月から継続して国民年金第3号被保険者として記録されていたことについて、私に手続上の落ち度は無い上、役所で児童扶養手当の受給期間は、国民年金保険料の納付は免除されると聞いていたので、請求期間①及び②を国民年金保険料の全額免除期間に訂正し、年金額に反映する期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、年金額には反映されない「特定期間」と記録された請求期間①及び②について、国民年金保険料の全額免除期間に訂正することを求めている。

しかしながら、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。)第89条には、障害基礎年金又は被用者年金の障害年金を受けていること、生活保護法の生活扶助を受けていることなどの要件に該当するに至ったときに、国民年金保険料の納付が免除される制度(以下「法定免除」という。)の規定が有り、要件に該当することになった場合、請求期間①及び②当時には、届書を都道府県知事に提出することが必要とされているところ、請求者が「役所で国民年金保険料が免除されると聞いた。」とする児童扶養手当の受給は、「法定免除」の要件に該当しない。

また、前述の「法定免除」のほかに、「国年法」の第90条には、収入の減少などにより、国民年金保険料を納付することが困難な国民年金第1号被保険者が、国民年金保険料免除承認申請書を提出し、当該申請が承認されることによって国民年金保険料の納付が免除される制度(以下「申請免除」という。)の規定が有り、請求期間①及び②当時には、毎年度、国民年金保険料免除承認申請書を都道府県知事に提出することが必要とされているところ、請求者は、

請求期間①及び②について国民年金保険料免除の申請は行っておらず、当該期間当時、保険料免除の制度そのものを知らなかった旨陳述している。

さらに、請求期間①及び②当時の「国年法」において、「被保険者は、厚生省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。」と規定されている。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500983号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600026号

第1 結論

昭和47年7月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年7月から昭和52年3月まで

私の将来のことを心配した父が、昭和52年4月頃に、A県B市C区役所において私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その際に、父は、区役所の職員から「今なら、遡って国民年金保険料を納付することができる。」と聞き、後日、区役所において請求期間の国民年金保険料を父がまとめて納付したと言っており、私の年金手帳を見ると、初めて被保険者となった日欄に「昭和47年*月*日」と記載されている。

父から、20歳まで遡って納付したと聞いており、父が私のために納付してくれた国民年金保険料が未納とされていることは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、その父が、B市C区役所において、昭和52年4月頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれた旨陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和53年3月15日に同市C区において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年2月頃に行われたものと推認でき、請求者は、当該加入手続時点において現年度納付が可能な昭和52年4月以降の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、国民年金法(昭和34年法律第141号)において、遡って納付することができる期間は時効により2年と規定されていることから、前述の加入手続時点(昭和53年2月頃)では、請求期間のうち、大半の国民年金保険料は納付することができない上、市町村が取り扱うことができた国民年金保険料は現年度保険料のみであり、これらのことは、B市C区役所において、請求期間に係る全ての国民年金保険料を納付したとする請求者の陳述と符合しない。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の父について、請求者は、高齢のため国民年金保険料の納付方法は覚えていない旨陳述しており、当時の状況は不明である。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより氏名検索(年金手帳に記載された訂正前の生年月日を含む。)を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市C区における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、請求者は、年金手帳の初めて被保険者となった日欄に「昭和 47 年*月*日」と記載されているのは、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を遡って納付してくれたことを示すものである旨陳述しているが、当該日欄には、国民年金に加入すべき日（請求者の場合は 20 歳到達日）を記載するものであり、当該日が国民年金保険料の納付を示すものではない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500922号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600027号

第1 結論

昭和46年7月から昭和49年3月までの請求期間、同年10月から昭和50年12月までの請求期間、昭和51年4月から昭和53年2月までの請求期間、昭和57年12月から平成2年6月までの請求期間及び平成4年5月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年7月から昭和49年3月まで
② 昭和49年10月から昭和50年12月まで
③ 昭和51年4月から昭和53年2月まで
④ 昭和57年12月から平成2年6月まで
⑤ 平成4年5月から平成5年3月まで

国民年金の加入手続について、最初は、A社を退職後の昭和45年頃に、B県C市D区役所において、私が夫婦二人の加入手続を行った。その後、E社及びF社で厚生年金保険に加入したが、いずれも退職後に、同市D区役所において夫婦二人の加入手続を行った。

また、請求期間①から⑤までの国民年金保険料は、妻が、毎月自宅に来る集金人に夫婦二人分を納付した。

妻から、国民年金保険料を納付したと聞いたことがあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続は、昭和45年頃に夫婦同時に請求者が行い、請求期間①から⑤までの国民年金保険料は、請求者の妻が、夫婦二人分を一緒に集金人に納付していた旨陳述しており、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和46年9月16日に、C市D区において夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

しかしながら、請求期間①から③までについて、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、請求期間①及び②並びに請求期間③の大部分の期間について、昭和55年4月に、第3回特例納付制度による納付勧奨が行われたことが記載されており、これらの期間は、同年4月に納付勧奨が行われた時点において未納期間であったことが確認できる。

また、請求期間①、②、③及び⑤について、C市の国民年金収滞納一覧表によると、当該期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらず、当該記録は、請求者に係る特殊台帳及びオンライン記録の納付記録と一致している。

さらに、請求期間④について、請求者に係るC市の国民年金被保険者名簿によると、昭和55年12月1日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、同資格を再取得する平成4年5月1日までの間に国民年金の加入記録は見当たらないところ、オンライン記録によると、請求期間④に係る国民年金被保険者資格の取得日(昭和57年12月21日)及び同資格の喪失日(平成2年7月13日)の記録は、平成13年11月20日に入力処理されている。この場合、請求者は、

当該処理が行われるまで国民年金に加入しておらず、請求期間④の国民年金保険料を集金人に現年度納付することができない。

加えて、請求期間①から⑤までについて、請求者の妻についても当該期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できないところ、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の妻は既に亡くなっていることから、当該期間当時の具体的な状況が不明である。

このほか、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、請求期間①から⑤までは5期間で合計173か月であり、これほどの長期間にわたって、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い上、請求者の妻が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。